

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
334618	岡山県	矢掛町	町村 III-1

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
	本庁舎の清掃	100.0%	99.7%
	本庁舎の夜間警備	100.0%	98.6%
	案内・受付	83.3%	91.2%
	電話交換	90.9%	94.2%
○	公用車運転	86.5%	88.1%
	し尿収集	97.7%	97.9%
	一般ごみ収集	98.0%	96.9%
○	学校給食(調理)	57.6%	68.3%
	学校給食(運搬)	89.8%	91.2%
	学校用務員事務	35.0%	35.1%
	水道メーター検針	100.0%	99.1%
	道路維持補修・清掃等	93.3%	96.9%
	ホームヘルパー派遣	93.3%	98.8%
	在宅配食サービス	100.0%	99.9%
	情報処理・庁内情報システム維持	100.0%	99.5%
	ホームページ作成・運営	98.2%	97.7%
	調査・集計	100.0%	98.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入		【参考】				
公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体委託率	全国(市区町村)委託率
1	0	0.0%			25.0%	39.2%
2	1	50.0%	引き受けられる団体等がなかった。		28.1%	46.9%
1	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		23.1%	49.1%
0	0				0.0%	13.2%
1	1	100.0%			88.6%	87.8%
1	1	100.0%			94.3%	76.3%
1	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		53.1%	58.7%
0	0				66.7%	74.1%
0	0				0.0%	63.6%
0	0				0.0%	48.5%
1	1	100.0%			48.6%	41.7%
16	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		4.8%	13.8%
4	0	0.0%	指定管理者制度を使うことでコスト増が見込まれる。		21.5%	38.0%
2	0	0.0%	指定管理者制度を使うことでコスト増が見込まれる。		9.1%	22.0%
1	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		7.3%	18.4%
1	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		16.3%	28.0%
7	0	0.0%	直営で運営すべき施設である。		5.3%	22.2%
1	0	0.0%	教育委員会が同施設にあり、職員で事務を行うため。		15.6%	51.1%
0	0				58.8%	48.2%
0	0				75.0%	74.2%
0	0				22.2%	50.5%
1	0	0.0%	引き受けられる団体等がなかった。		43.9%	53.6%
7	0	0.0%	運営委託済み、引き受けられる団体等がなかった。		11.6%	22.7%

(3)窓口業務		【参考】	
総合窓口の設置	設置予定無し	設置予定時期	-
設置状況	設置予定無し	予定時期	-
BPRの手法を用いた業務分析		取組状況	業務改革効果

窓口業務の民間委託
委託状況 委託予定無し

類似団体	全国(市区町村)
設置率	委託率
6.3%	18.8%
11.9%	22.4%

(4)庶務業務の集約化		【参考】	
実施状況	委託状況	対象部局	対象業務
実施予定無し	委託予定無し	首長部局 企業局 教育委員会 その他 給与 旅費 福利厚生 財務会計	
BPRの手法を用いた業務分析		取組状況	業務改革効果

実施率 委託率
15.6% 0.0%

全国(市区町村)分
実施率 委託率
27.2% 2.8%

※実施予定無し及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」で、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記載してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(5)自治体情報システムのクラウド化		【参考】	
実施済	実施予定	検討状況	実施しない理由
実施済	実施予定	検討状況	実施しない理由
検討中	未実施	検討状況	実施しない理由

クラウド化にメリットを感じないため(現在クラウドで利用)

実施率(類似団体)	全国
自治体クラウド	単独クラウド
35.9%	34.4%
23.6%	38.3%

(6)公共施設等総合管理計画		【参考】	
策定済	策定予定	策定済割合	策定割合
策定済	策定予定	策定済割合	策定割合
100.0%	99.6%		

(7)地方公会計の整備		【参考】	
作成済	作成予定	作成済割合	作成割合
作成済	作成予定	作成済割合	作成割合
100.0%	82.8%		

統一した基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

(注1)統一した基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体